

上三川町の上水道



しらすぎ配水場

上三川町上下水道課

家族みんなで

安心して飲める水道を！

私たちの生活に欠かせない水は、
飲み水としてだけでなく、
炊事・洗濯・お風呂・水洗トイレなど、
様々な場面で日常生活を支える大切なものです。

水は毎日使い続けるものですので、
衛生的で安全な生活を送るため、
町上水道への加入をおすすめしています。



“給水装置”はあなたのものです

大切な飲み水が通っています。いつも管理しましょう！

○給水装置とは

水をお届けするために公道に埋められた水道管を、「はいすいかん配水管」といいます。

この配水管から分かれ、家庭まで引き込まれた【きゅうすいかん給水管・ぶんすいせん分水栓・しすいせん止水栓・メーター・じゃぐち蛇口】などを、「きゅうすいそうち給水装置」といいます。

また、じゅすいそう団地や寮・学校など、受水槽を利用した方式をとっている場合には、受水槽の水を自動的に出したり止めたりする装置(ボールタップ)までを給水装置と呼んでいます。

○水道施設の区分

水道施設のうち、公道に埋められた配水管までは、町の所有物であり、町が管理しています。この配水管から分かれた“給水装置”は、皆様の所有物です。この部分の**新設・改造・修理が必要な場合、皆様のご負担となります。**※

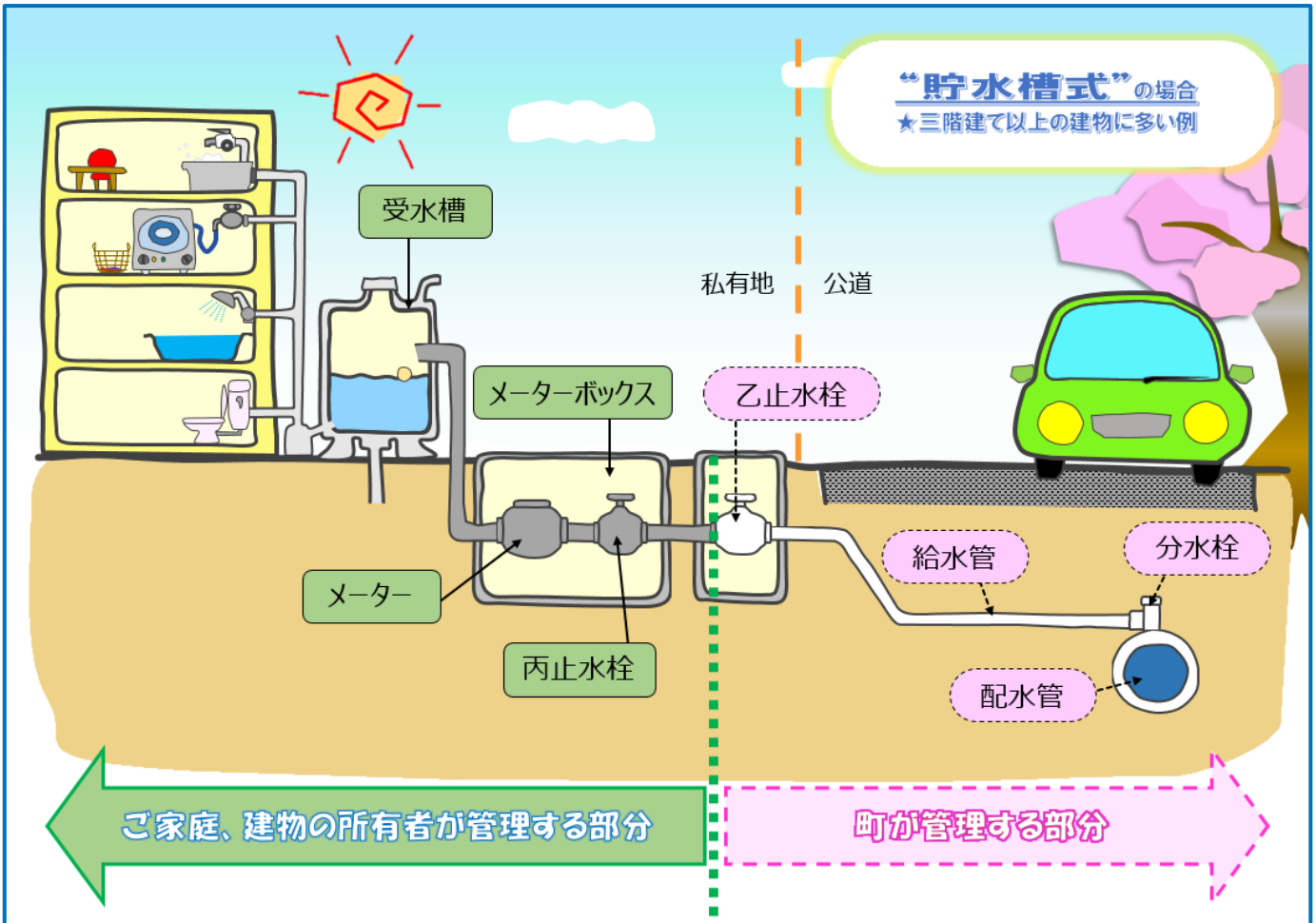
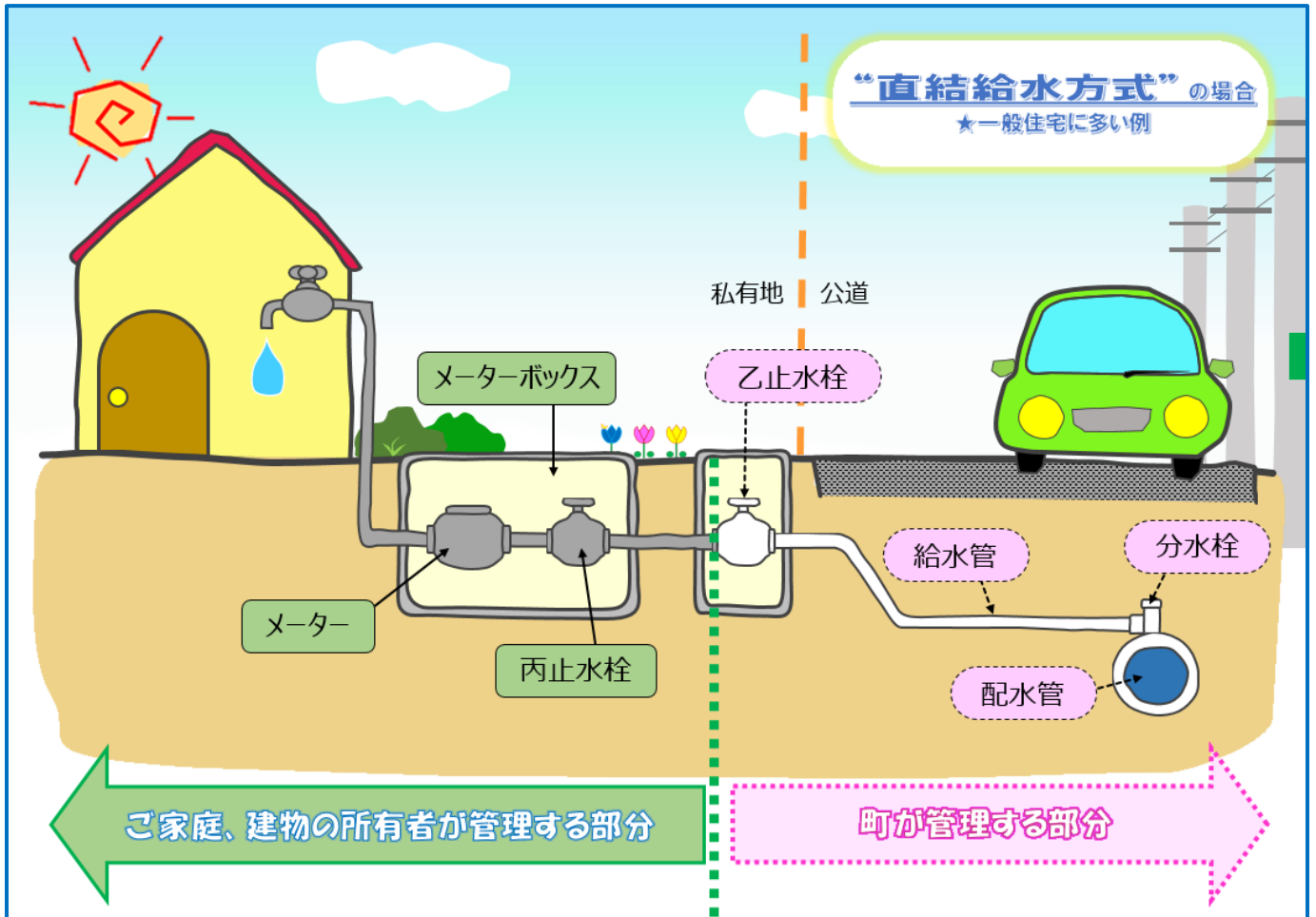
※給水装置は、無断で工事することはできません。給水装置の工事をする際は、上三川町指定給水装置工事業者へご依頼ください。

尚、町指定給水装置工事業者の一覧は、町 HP にてご確認ください。(p9 参照)

※配水管から乙止水栓までの漏水修理は、町で負担いたします。



図) 水道施設の管理区分イメージ



※町採用方式のうちの一例となります。ご不明な点は、上下水道課までお気軽にお問い合わせください。

○給水装置新設(メーター設置)

給水装置工事の費用には次のようなものがあり、お客様の負担となります。

【新設工事の費用】

$$\text{新設費用} = \text{加入金} + \text{工事申込手数料} + \text{竣工検査手数料} + \text{工事費}^{\star}$$

(500円) (3000円)

★工事費の金額は、工事内容によって変わります。

【“加入金”とは...】

給水装置の新設・増口径工事の実施に際し、当該申込者から徴収する負担額をいいます。

※金額は、設置するメーターの口径により決められます。

※メーター口径の増径については、現在使用しているメーター口径の加入金と新しく設置するメーター口径の加入金の差額が加入金となります。

≫ 徴収対象者

新規及び増口径の給水装置申込者

≫ 徴収目的

- イ. 新旧需要者間の負担の公平
- ロ. 受益者の適正負担
- ハ. 水道財政基盤の強化

メーター口径の選定方法

メーター口径	13mm	20mm	25mm
水栓(蛇口)数	6口まで	12口まで	24口まで

メーター口径別加入金

メーター口径	加入金 (消費税10%込)
13mm	¥55,000
20mm	¥148,500
25mm	¥253,000
30mm	¥385,000
40mm	¥770,000
50mm	¥1,320,000
75mm	¥3,740,000
100mm	¥7,480,000
150mm	町長が定めた額

※給水工事の金額は、工事内容によって違います。見積相談・内容確認をしっかりと行った上でのご契約をお願いいたします。

※指定事業者によって、実施できる工事・修繕の内容が異なることがあります。希望する工事・修繕を行うことができるか、事前に十分ご確認ください。

※町指定給水装置工事業者の一覧は、町 HP にてご確認ください。(p9 参照)

★給水装置の管理についてのお願い

近年、宅地内において、樹木の植栽やコンクリートの打設、石塀の設置などによって、乙止水栓や水道メーター等の位置が特定出来ないケースが増えております。常に給水施設の位置が確認できるようご協力をお願いいたします。

○水道メーターの管理について

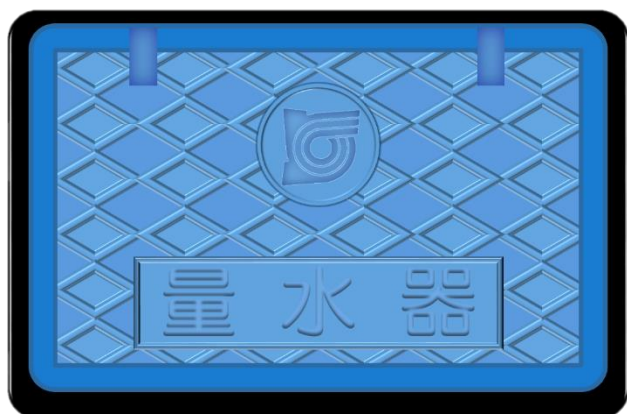
水道メーターは、毎月検針を行い、水道料金を算定するための大切な機器です。正しい検針が行えるように、常に見やすい状態にしておいてください。

家屋の増改築や車庫の新築、あるいは庭や塀などの外構工事などで、メーターの位置が屋内や床下・塀の基礎部分になるような場合には、検針のしやすい場所へ移設してください。(※この際の工事費などは、皆様のご負担になります)

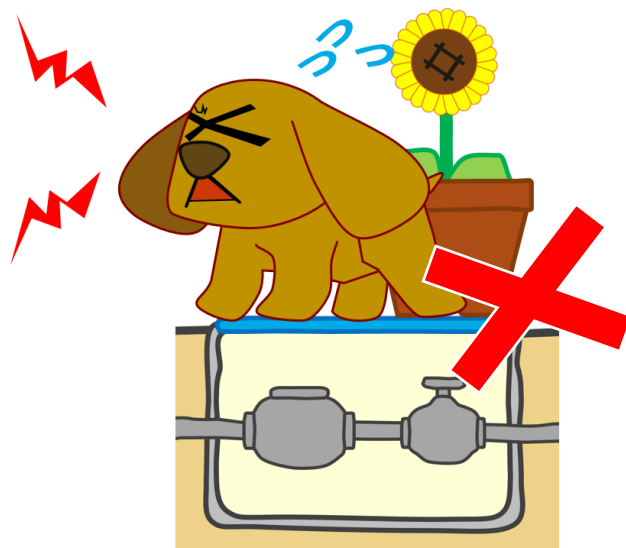
また、移設工事の際は、必ず町指定の工事業者に工事を依頼してください。
指定外の業者やご自身で工事を行った場合は、工事のやり直しをお願いすることになりますので、ご注意ください。

以下のようなことは避けてください！

- × メーターボックスの上に自動車や物を置く
- × 飼い犬をメーターボックスの近くにつないでおく



《メーターボックスイメージ図》



水道使用時の水道料金について

【水道料金の計算方法】(1ヶ月あたり)

$$\text{水道料金} = \text{基本料金}^{\textcircled{1}} + \text{メーター使用料}^{\textcircled{2}} + \text{超過料金}^{\textcircled{3}}$$

使用水量に係わらず
お支払いいただく料金

メーターの口径に応じて
お支払いいただく料金

基本水量を超えた分
お支払いいただく料金

※別途消費税がかかります

①基本料金(税込)

- ◇ 家事用・・・ 5 m³まで 770 円
- ◇ 営業用・・・ 20 m³まで 3,080 円
- ◇ 団体用・・・ 15 m³まで 2,310 円



②メーター使用料(税込)

口径	13mm	～25mm	～40mm	～50mm	～75mm	～100mm	100mm超
金額	55円	110円	440円	1320円	1760円	2200円	3300円

③超過料金(税込)

(使用水量 - 基本水量) × 154 円

例) メーター口径20mmで、1ヶ月に30 m³の水を使用した場合(家事用)

基本料金	770 円
メーター使用料	110 円
超過料金	(30 m ³ - 5 m ³) × 154 円 = 3850 円

4730 円

水道料金のお支払い方法

水道料金のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください！

☞上三川町では、毎月の水道料金のお支払い方法について《口座振替》または《金融機関等での納付書払い》のどちらかをお選びいただけます。

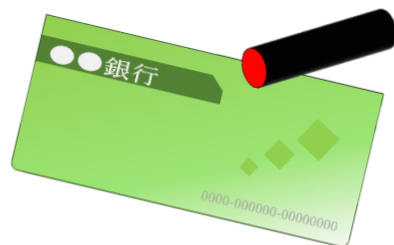
《口座振替によるお支払い》

- ✳️ 支払いの度に金融機関や、役場窓口に出向く手間が省けます。
- ✳️ ご指定の口座から納付期日に自動的に振替されるので、支払い忘れを防ぐことができます。

≫ 引き落とし日

毎月 7 日(休日の場合は、翌営業日)

※翌々月の検針票に振替済のお知らせが記載されます。



≫ 申込み方法

【受付場所】 下記の金融機関窓口

【お持ちいただくもの】 通帳，届出印，最近お支払いになった領収書

注意) 町外の支店・出張所にてお手続きをされる場合、上記 3 点に加え、“上三川町口座振替依頼書”が必要になります。町 HP の記載例を参考に、あらかじめご用意ください。
(配布場所: 上下水道課窓口、下記金融機関町内支店・出張所)

【取扱金融機関】

- **足利銀行**…本店及び国内の支店・出張所
- **栃木銀行**…本店及び国内の支店・出張所
- **足利小山信用金庫**…本店及び国内の支店・出張所
- **宇都宮農業協同組合(JA うつのみや)**…各支所
- **ゆうちょ銀行**

《金融機関等での納付書払い》

町から送付される納入通知書をご利用いただき、納入期限までに下記窓口のいずれかにお支払ください。

納入期限にご注意ください！

【金融機関等】

- 足利銀行…本店及び国内の支店・出張所
- 栃木銀行…本店及び国内の支店・出張所
- 足利小山信用金庫…本店及び国内の支店・出張所
- 宇都宮農業協同組合(JA うつのみや)…各支所
- ゆうちょ銀行・郵便局^{※1}…関東各都県及び山梨県の支店・出張所
- 上三川町役場

【コンビニエンスストア等】^{※1}

- セブン-イレブン
- ローソン
- ローソンストア100
- ファミリーマート
- ミニストップ
- デイリーヤマザキ
- ニューヤマザキデイリーストア
- ヤマザキスペシャルパートナー
ショップ
- ヤマザキデイリーストア
- スマートフォン決済^{※2}
- セイコーマート
- ハマナスクラブ
- ハセガワストア
- タイエー
- ポプラ
- 暮らしハウス
- スリーエイト
- 生活彩家
- MMK 設置店

(PayPay 請求書払い / LINE Pay 請求書支払い / PayB / 支払秘書 /
J-Coin 請求書払い / d 払い 請求書払い / au PAY (請求書支払い))

※1 納入期限を過ぎてしまうと、郵便局・コンビニエンスストア等での受付はできませんので、ご注意ください。
※2 スマートフォンアプリで上下水道料金のお支払いができます。詳しくは、サービス各社のアプリ又は各社のホームページ(p10 参照)等でご確認ください。

～宅内での漏水について～

水の使い方は普段と変わらないのに、
水道の使用量が前回の検針時に比べて著しく多くなった・・・

check/



水道メーターより先の宅内部分で、漏水が発生している可能性があります。

ご家庭でお使いになっている全ての蛇口を閉めた状態で、水道メーターを確認してください。



すべての蛇口を閉めてもパイロット(上記写真参照)が回り続けている時は、水道メーターから先の部分で漏水が発生している可能性があります。このような場合は、町指定の給水装置工事業者に修繕を依頼してください。この際の修繕費用は、お客様の負担となります。※

※地下や床面内部等の目に見えない給水管からの漏水の場合、修理を行った指定給水装置工事業者の証明によって、漏水時の料金を一部減免する制度(漏水減免制度)がございます。詳しくは、上下水道課までお問い合わせください。

上三川町指定給水装置工事業者一覧(上三川町ホームページ)

<https://www.town.kaminokawa.lg.jp/0008/info-0000000771-0.html>



スマホ決済がご利用いただけます

(※詳しくは各アプリ公式サイトをご確認ください。)



PayPay 請求書払い



LINE Pay 請求書支払い



PayB



支払秘書



J-Coin 請求書払い



d払い 請求書払い



au PAY (請求書支払い)

水道に関するご不明点・ご質問はこちらまでお気軽にお問い合わせください。

《上三川町 上下水道課》

〒329-0696

上三川町しらさぎ一丁目 1 番地

【上水道業務係】

☎ 0285-56-9168

【上水道工務係】

☎ 0285-56-9169

